

議案第13号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

こども・健康部保険年金課

1 改廃又は制定の目的又は趣旨

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第44号）が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことから、本市においても同様の改正を行う。

2 主な改正（制定）内容

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるもの。

3 規定の主な内容

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第4項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第12条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

4 施行年月日

令和5年4月1日から施行

この条例による改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

担当

こども健康部保険年金課

国民健康保険係

電話463 - 0283